# 【1992年12月16日】年金審議会における論点整理メモ

# 年金審議会

## 年金審議会における論点整理メモ

## 1.制度改正に係る総括的事項

21 世紀の超高齢社会に対応できる年金制度構築のためには相当の期間を要するので、次期改正は、実質的に今世紀最後の改正とも位置付けられるのではないか。

新人口推計をみると、出生率の低下等を背景として高齢化の進行が一層進むことが見込まれることから、高齢化のピーク時を越えるまでは、年金制度にとって従来にも増し、厳しいものとなるのではないか。

人口推計	S61 推計	H4 推計
(高齢化のピーク)	平成 33 年	平成 37 年
	23.6%	25.8%
(出生率)	平成 37 年	平成 37 年
	2.00(最低 1.75)	1.80(最抵 1.49)

今後の高齢化社会においても年金制度の安定を図っていくためには、現役世代、高齢者ともども国民各層が痛みを分かち合う覚悟で改正に取り組んでいくことが必要ではないか。

制度改正についての国民的合意の形成を図るためには、将来にわたる給付と負担について複数のモデルによる財政試算を示す等国民に積極的に情報を提供して議論を行う必要があるのではないか。

年金制度の世代間扶養の仕組みを PR することにより、国民に将来とも年金が確実に受けられるという安心感をもってもらうことが重要であり、そのため、国民各層、とりわけ若年層に対する公的年金制度についての理解と信頼感を醸成することが大切ではないか。

# 2. 給付及び支給要件に関する事項

#### (1) 老齢給付の給付水準

基本的に年金は稼得収入のある現役世代から高齢世代への所得移転の仕組み(世代間の社会的扶養システム)であることから、給付水準は、将来の現役世代の所得水準とのバランスや保険料負担を考慮して検討する必要があるのではないか。

厚生年金の給付水準は、現役世代の 6 割程度を目途とされてきている中で、現在の水準についてどう考えるか。

給付水準については、現在、60年改正による適正化の過程にあり、現行の水準(給

付乗率)そのものを見直すのは難しいのではないか。

給付水準については、拠出者である現役世代と受給者である高齢世代間の実質的バランスを考慮する必要があるが、このためには、現役世代の税・社会保険料控除後の可処分所得との対比で考えることも必要ではないか。

# (2) 支給開始年齡

21 世紀初頭における我が国の社会経済を展望すると、高齢化が一層進展するとともに生産年齢人口の急速な減少に直面することが見込まれているが、こうした中で活力ある豊かな福祉社会の実現を図っていくためには、年金や雇用等も含めた社会経済の新たなビジョンについて議論し、コンセンサスづくりを図っていくことが重要ではないか。

支給開始年齢問題については、年金財政的見地からだけでなく、21 世紀の我が国の 社会経済全体の展望に立って、高齢者雇用との関係や国民の老後の生活設計にも留意 しつつ、十分な準備期間を見込んで計画的に取り組んでいくことが必要ではないか。

- ・給付水準とも関連。
- ・定年が60歳以上の企業の割合(カッコ内は、改定が決定及び予定されているものを 含む割合)。

昭和 63 年 58.8% (62.2%) 平成 4 年 76.6% (90.2%)

支給開始年齢問題については、年金財政的見地からだけでなく、21 世紀の我が国の 社会経済全体の展望に立って、高齢者雇用との関係や国民の老後の生活設計にも留意 しつつ、十分な準備期間を見込んで計画的に取り組んでいくことが必要ではないか。

支給開始年齢については、前回改正案提案時と比べて、60 歳定年制や60 歳以降の継続雇用の状況等高齢者雇用の面でかなり変化してきており、今後も大きく変化していくものと見込まれること、また、前回改正時において次期財政再計算時に見直す旨の附則規定が盛り込まれた経緯等もあり、次期改正における最重要課題ではないか。

60 歳台前半の雇用と年金のあり方を考える上で、就労から年金生活への円滑な移行を図るとともに、個々人の多様なニーズにも対応し得るようにするため、外国の部分年金や減額年金も参考にして、弾力的な制度とすることを検討してはどうか。

高齢化の進んでいる諸外国において、既に 65 歳支給が主流となっているが、更に年金制度の安定性を確保するため、現在支給開始年齢の引上げが図られつつあるといった動向をも十分参考にして検討する必要があるのではないか。

・外国と日本の賃金体系、雇用状況の違いに留意する必要もある。

#### (3) 在職老齡年金

在職老齢年金については、雇用への影響も考慮し、賃金の増加により年金と賃金収入の合計額が増加していくような見直しを検討してはどうか。

・支給開始年齢の問題とも関連。

・支給制限をする際のボーナスのとらえ方にも関連。

この場合、現役世代とのバランスを図るためには、年金と賃金収入の合計額に一定の上限を設けることが必要ではないか。

65 歳以上の在職者については、被保険者として適用せず、年金を全額支給していることについてどのように考えるか。

障害給付、遺族給付の水準についてどう考えるか。

・遺族厚生年金と老齢厚生年金との併給調整、夫婦と単身の水準、夫死亡直後の遺族

障害給付、通族給付の要件についてどう考えるか。

・子の年齢、中高齢加算等

障害無年金者の問題について社会保険方式の下でどう考えるか。

#### 3. スライド及び標準報酬に関する事項

#### (1) スライド方式

現役世代の実質所得(可処分所得)の変動を考慮するなど、年金額の改定の在り方について検討する必要があるのではないか。

・給付水準とも関連。

再評価は新規裁定の年金について行い、諸外国の例にもあるように、既裁定の年金 は物価スライドのみとするなど、新規裁定と既裁定のスライド方式を区分することが 考えられないか。

現行の物価スライドを改め、毎年賃金スライドを行うことが考えられないか。

#### (2) 標準報酬

標準報酬の上限については、健康保険の標準報酬の上限相当まで引き上げて保険料徴収を行い、給付には連動させないといったことは考えられないか。

保険料徴収等に当たって標準報酬制をとることについて、将来の検討課題として見 直す必要があるのではないか

#### 4.費用負担に関する事項

# (1) 保険料負担

世代間扶養の仕組みをとる年金制度の信頼を将来にわたって維持していく上で、高 齢化がピークに達する将来の世代においても保険料負担が過重にならないようにする 必要があるのではないか。

将来の世代の負担をできるだけ低くするため、保険料の引き上げ幅など、年金財政 計画について工夫が必要ではないか。

- ・給付への反映の是非、事務処理等の問題がある。
- ・標準報酬とも関連。

ボーナスを保険料算定の対象とすることについてどう考えるか。

労使の負担割合について、もう少し弾力的な取扱いができないか。

国民年金の滞納や未加入の解消をどう図っていくか。

・中小企業等への影響で問題がある。

国民年金について、所得比例保険料、保険料の一部免除が考えられないか。 第3号被保険者に係る負担の在り方についてどう考えるか。

・所得把握、給付への反映

### (2) 国庫負担

国民共通の給付である基礎年金については、国民年金の保険料負担を軽減し、その 財政基盤の安定を図るためにも、今後の課題として基礎年金の国庫負担率を引き上げ られないか。

財源をどうするか。

#### 5.企業年金等に関する事項

企業年金について、厚生年金基金と税制適格年金を含めた普及育成に向けての基本方 針を示していく必要があるのではないか。

厚生年金基金は、サラリーマンのより豊かな老後生活を保障するための企業年金の中 核として、一層の普及育成を図る必要があるのではないか。

特に、中小企業等のサラリーマンへの企業年金の適用が促進されるような配慮が必要ではないか。

免除料率については、現行の一律設定方式の見直しを検討する必要があるのではないか。

厚生年金基金の給付設計については、つなぎ年金を導入しやすくするなど一定の弾力 化なり、規制緩和を図ってはどうか。

国民年金基金は、自営業者などのより豊かな老後生活を保障する上乗せ年金として、 一層の普及育成を図る必要があるのではないか。

公的年金との関連において個人年金の在り方をどう考えるか。

#### 6.年金現業業務に関する事項

年金支給手続の迅速化や簡素化などの国民サービスの向上の観点から、年金番号の一本化等を図る必要があるのではないか。

国民年金保険料の収納率向上に引き続き努めていく必要があるが、その際には,その ためのコストに留意する必要があるのではないか。

国民が年金を身近なものに感じてもらうとともに、高齢社会のニーズにも応えていく ためには、年金福祉施設の在り方の面でも工夫を凝らすべきではないか。

# 7. 年金積立金に関する事項

将来の厳しい年金財政を展望すると、中長期的視点に立って、年金資金を効率的に運用し、年金財源の強化を図っていくことが重要であり、更に自主運用を拡大していく必要があるのではないか。

より安全かつ有利な自主運用を行うため、運用体制の整備や規制緩和等を図る必要があるのではないか。

被保険者や年金受給者のニーズに対応した年金資金の還元事業の在り方について、検討する必要があるのではないか。

## 8.公的年金の一元化に関する事項

公的年金制度の一元化については、共済年金制度とも関連してくる問題ではあるが、 厚生年金制度等と深く関わる重要な問題であることを踏まえ、本審議会として、議論を 進めていく必要があるのではないか。

・財源をどうするか。

その場合、他制度における検討状況も見ながら検討していく必要があるのではないか。 公的年金制度全体を産業構造・就業構造の変化にも耐え得る長期的に安定したものと するとともに、各制度を通じた給付と負担の両面にわたる公平化を図ることを基本的課 題として検討を進めていくことが必要ではないか。

この場合、特に、これまでの成熟度の違いやこれに伴う財政事情の違いは産業構造の 変化等によるところが大きく、このような点を十分踏まえて検討する必要があるのでは ないか。

60年改正により厚生年金制度と共済年金制度の相違がかなりならされたが、なお残る相違についても吟味することが一元化の議論を進める上で必要ではないか。

年金業務の一元化の観点からも、年金番号を一本化するなど、各制度間の情報交換体制の整備を進めていく必要があるのではないか。

## 9. その他の事項

介護問題に対する年金制度としての在り方については、高齢者に関する社会保障政策 全体の在り方を考える中で、資源配分の優先度を勘案しつつ検討していく必要があるの ではないか。

育児の問題について、年金制度としてどう考えるか。

年金と失業給付が併給されているが、調整を行う必要があるのではないか。

国民年金の死亡一時金の額については見直しを行ってはどうか。

国民年金の学生適用について、保険料相当分の融資などが考えられないか。

年金通算協定の締結等、国際化の進展を踏まえた取組みに努める必要があるのではないか。